

令和2年度第5回御船町議会定例会（7月会議）議事日程

令和2年7月9日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録指名議員の指名

3番 宮川 一幸 君

4番 福本 悟 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 議案第22号 御船町地域防災計画の一部改正について

第4 議案第23号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第24号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

第6 議案第25号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝久 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

7月4日より発生した熊本県の豪雨災害につきましては、多くの死者、行方不明者が出たほか、広範囲にわたり家屋への浸水をもたらすなど、未曾有の大水害となりました。災害によりお亡くなりになられた方々へ、心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様へ、お見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を心より祈念いたします。

ここで、お亡くなりになられた方々の御冥福を祈り、謹んで黙とうを捧げたいと思います。

皆様、御起立ください。

黙とう。

[黙とう]

○議長（池田浩二君） お直りください。御協力、ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和2年度第5回御船町議会定例会7月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、宮川一幸議員、4番、福本悟議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

最初に、議会運営委員会について報告します。6月26日、議会運営委員会を開催し、定例会7月会議の議事日程ほか、各種案件について協議を行いました。令和2年度第5回御船町議会定例会7月会議の会期日程は、本日7月9日の1日間と決定しました。

次に、請願・陳情について報告します。今回受理しました陳情第1号、町道の排水路工事及び町道曲がり部分の拡張に関する陳情書については、産業厚生常任委員会に審議が付託されました。なお、請願についてはありませんでした。

次に、議会全員協議会について報告します。6月11日と6月15日に行われた全員協議会では、主に今年度の各種議員研修の実施について協議しました。この結果、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議員全体の視察研修は中止し、その他の委員会研修については引き続き検討することとなりました。また、町議会として2回目となる新型コロナウイルス対策に関する要望書を取りまとめ、執行部へ提出しました。7月3日に行われた全員協議会では、執行部から7月会議に提出された議案の説明や各種報告があったほか、各委員会から活動状況の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。5月分の出納検査は、6月23日から3日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） まず、7月4日の未明に九州南部、7月6日から8日にかけて九州北

部を襲った豪雨により犠牲となられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された地域の方々に謹んでお見舞いを申し上げます。また、現在も被災地におかれましては、懸命な救助活動や復旧活動が続けられており、本町としましても、県、市町村会を通じた職員の派遣や物資の提供など、最大限の支援を行ってまいります。

それでは、行政報告を行います。

まず、新型コロナウイルス関連について報告します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る、いわゆる国民1人当たり10万円の給付金につきましては、7月7日時点の累計で対象の7,162世帯中、7,097世帯、16億7,920万円の給付を行い、給付率は99.1%となっております。今後も、未給付の方々に対し、区長や民生児童委員など、関係者の協力として給付率100%を目指し、事務を進めてまいります。

また、町独自の取り組みである「こどもスマイルチケット」に関しましては、5月23日から利用がスタートし、6月30日現在で2,496枚分の請求があり、利用率は36.8%となっております。

同じく、町独自の取り組みであるプレミアム商品券発行事業につきましては、御船町商工会を事業主体として、6月14日から町民の皆様在最優先販売を開始しました。優先販売により販売した商品券は4,984冊で34.6%の世帯が購入され、7月5日からは一般販売に移行しています。なお、商品券は8月31日まで町内の登録店舗で利用できます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが大きく減少している町内の法人及び個人事業主の皆様に対しましては、町独自の給付事業につきまして、6月15日から申請受け付けを開始しております。7月3日時点で96件の申請があり、6月24日には1回目の支給を行っております。今後、令和3年2月15日の申請期限まで影響を受けたすべての対象事業者の皆さんが申請されるよう、広報紙や町ホームページのみならず、商工会などの関係団体と協力して、周知を図ってまいります。

また、6月19日から国及び県のイベント開催制限が緩和されたことを受け、5月22日付けで決定しておりました御船町の対応方針についても、7月1日から同様の見直しを行いました。なお、本方針につきましては、町民の皆様に対し、回覧等で周知を図るとともに、基本的な感染対策の徹底などについても、併せてお知らせを行いました。今後、基本的な感染対策の徹底と地域経済及び町民の健康的な生活の維持という両面を図る対策を講

じてまいります。

次に、各課、新型コロナウイルス関連以外の報告を行います。

まず、総務課について報告をいたします。7月1日に御船新聞販売センターと本町による災害時における情報伝達に関する協定を締結しました。この協定は、災害の発生または発生のおそれがある場合に、御船新聞販売センターが業務上知り得た被害の状況や住民の異変について本町へ情報提供を行う内容となっています。締結式には、御船新聞販売センターの境社長をはじめ、関係者約20人が出席しました。今後は、平時から情報交換を行うことで、いち早く災害対応ができるものと期待をしています。

次に、こども未来課について報告します。2期目がスタートしました子ども・子育て支援事業計画に係る第1回子ども・子育て会議を6月22日に開催しました。同会議では、子育てをめぐる社会的状況の変化に対応し、将来を担う子どもたちを心も体も健やかに育てるための施策を検討していくこととしております。今後も、子育てに関するすべての人々がゆとりや自信を持って子育てができる町を目指してまいります。

次に、復興課について御報告します。6月19日に南木倉団地みんなの家において、単独住宅南木倉団地交流会を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、入居者及び地元関係者による代表者決めや自己紹介など、交流を図りました。今後も引き続き災害公営住宅等におけるコミュニティ形成支援に取り組んでまいります。なお、6月末現在の応急仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が9戸、27人、借上型仮設住宅が5戸、13人、合計14戸、40人となっています。

次に、環境保全課について報告します。6月7日に本年度第1回となる廃棄物特別収集を町民グラウンド駐車場で実施いたしました。これは、通常の廃棄物収集で収集できないごみを対象とするもので、持ち込み件数は130件、重量にして6トンのごみが集まりました。

次に、社会教育課について報告します。7月4日に本年度で6年目となります中学校地域未来塾の開講式を行いました。受験を控えた3年生を対象としているため、学習に対する意欲も高く、習熟度にあわせた指導を行うことで、さらなる学力の向上につながると期待をしています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第22号 御船町地域防災計画の一部改正について

日程第4 議案第23号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第5 議案第24号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

日程第6 議案第25号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第22号、「御船町地域防災計画の一部改正について」  
から、日程第6、議案第25号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2  
号）について」まで4件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第22号、御船町地域防災計画の一部改正について。御船町地域防  
災計画について、別添のとおり改正する。

提案理由。御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要があ  
る。これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号、御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て。御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正  
されたことにより、本町において扶養手当金の受付事務が発生するため、御船町後期高齢  
者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であ  
る。

議案第24号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第4号）。令和2年度御船町一般会  
計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,092万  
5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,662万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

議案第25号、令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度  
御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,667万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第22号、「御船町地域防災計画の一部改正について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（中城峯雄君） 開会に先立ちまして、議長、町長から、7月4日に発生した集中豪雨によって球磨川が氾濫し、人吉・球磨地方で甚大な被害が発生しております。これについて、御船町としては、現在どのような動きがあったのか、それと今後どのようにしていかれようと思うのか、これについてお尋ねいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の県南地域を襲った梅雨前線豪雨ということで、町としても迅速な対応を行ったところになります。

まず、被災地への情報収集という形で4班2人体制で派遣をしております。まず、芦北方面、芦北町、津奈木町へ被災直後に職員を派遣して、情報収集に当たっております。それと、次、人吉・球磨地方ですけれども、多良木町、湯前町、水上村に1班あげております。それと、山江村、五木村にも今回職員を派遣し、情報収集ということで必要な支援を今後考えていきたいと思っております。

それと、熊本県の町村会からも支援の要請がきております。昨日から派遣をしております。芦北町へ、昨日と今日、2名派遣をしております。業務の内容としましては、災害ごみに対応するということで職員3名ですね、派遣をしております。

今後の予定としましては、明日から津奈木町の被災者支援ということで、これは町独自の支援になるかと思いますが、全体的なマネジメントの関係で職員を2名、5日間ですかね、明日から派遣して、支援体制をとっていきたいと思っております。

それと、今後は、また町村会からの支援要請が随時きておりますので、町としても対応していきたいと考えております。内容としましては、被災者支援が主になりますので、罹災証明の発行であったり、被害家屋の認定調査と災害業務、それと避難所運営、そのあたりが主な業務となるかと思いますが、最大限の支援を行っていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 既に支援に動いておられるということですね。それは、町民にも伝えておきたいと思います。

町は、平成31年に災害時の受援計画という策定がありますが、まずは自分のところの町は自分たちで守ることが前提でしょうし、今、応援計画というのはありませんけども、御船町も、御承知のように、御船川、矢形川がひかえております。いつこのような事態になるか、これは予測もできない状況であると思います。決して対岸の火事ではないと思いますので、今後も日頃から他町村への支援等が欠かせないと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回の災害も踏まえまして、御船町においても熊本地震におきまして手厚い支援を受けております。その関係もありまして、被災された地域については、町としても最大限の支援、人的支援、物的支援、いろんな支援の方法があるかと思いますが、今後とも支援は続けていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） 中城議員、これはちょっと議案と違いますので。  
ほかに質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 防災計画について、3点ほどお伺いいたします。

防災計画の改正資料の中の1ページなんですけど、まず、(9) 緑川重要水防箇所の位置の変更というような形で重要注意区間が解除になったというような形であるんですが、この解除になった理由をお聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議案の資料の38ページになります。今城から小坂方面への要注意区間ということで、紫色で示されている区間が今回の改正でそこが解除になっております。原因として、熊本地震で被災していた堤防の復旧工事が終わって、3年間の経過観察がされます。この3年間で異常が認められなかったということで、今回解除をされたというようなことで紙面で示しているということになります。

○3番（宮川一幸君） ありがとうございます。3年間の経過観察で何も異常がないというような形で解除になったというようなことですね。

続きまして、資料の33ページの備蓄品の計画が今回変更になっております。備蓄についても、当初予算とか今回の補正とか出ていまして、予算的には大分自主防災組織への補助とかいうような形でいろいろ予算的にも計上してあるんですが、この計画の数値と、その予算でどのくらい整備ができるのかなというような形でちょっとお聞きしたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

備蓄品の整備計画ということで防災計画に示しはしております。これにつきましては、年度計画的に行うということで進めておりますが、予算の関係、財源的な問題もありますので、なかなか厳しいところがあって、思うようには進んでない分もあるかと思えます。その中で、必要な部分については計画的に整備を行っていくということにしております。なかなか計画どおりには進んでないというのが現状であります。

それと、今回コロナ感染症対策の一環として自主防災組織へ交付金を交付して、そこで必要な備品等については整備をしていただくというような取り組みも行っておりますので、その中で必要な備品等については整備をしていただければと思っております。その整備の備品につきましては町としても支援をしていきながら、必要な備品・物品については、私たちがリスト等をお示ししながら、地域に応じた備品・物品あたりの購入、備蓄を備えていただければということで考えております。

○3番（宮川一幸君） せっかく今日こういった備蓄品の整備計画も立てていらっしゃるの、行政的には今回の豪雨のような形でいつくるかわかりませんので、備蓄品については、やっぱり予算がないというような形で言われても、それは、結局、町民に対して跳ね返ってくるものですので、計画を立てながら、予算をどうにかして捻出しながら整備をしてほしいなと思っておりますので、今後もよろしく申し上げます。

最後ですが、今回コロナが発生しまして、避難所開設を先般スポーツセンターをされたかと思うんですが、コロナに対しての対策は計画どおり対応できたのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員言われたとおり、今回、地域防災計画の中にもコロナ感染対策の避難所運営マニュアルの策定をしたところであります。

今回の梅雨前線豪雨の災害におきましては、まず7月6日です。21時40分に大雨警報が発令されております。そこで、町としては、防災計画に基づきまして、警戒体制をとっております。その中に、今回は健康づくり支援課も待機の中に入っていたということになっております。その後、7月7日16時55分に避難準備・高齢者等避難開始を発令しております。これは、防災計画の発令基準に基づいて、この時期に発令をしております。

これは、大雨警報が継続して発令されているというのと、それと今後、土砂災害警報が発令されるというのが予測されましたので、事前に今回避難準備情報を発令しております。これは、自主避難という形での準備情報で、レベル3の段階になります。

避難場所としましてはスポーツセンター、これはやっぱり3密を避けるということで、町において一番広いところの施設を今回の避難所としております。その中で、どうしても体調が悪い方につきましては、カルチャーセンターの和室を用意はしておりました。今回の避難につきましては、2名の方が避難されたということでスポーツセンターに避難をされました。感染症対策につきましては、手洗い、消毒、マスク、それと体温を調査し、避難者の方の聞き取り調査を行いながら避難をしていただいたということで、避難所の対応につきましては、福祉課の職員、それと健康づくり支援課の保健師の職員が対応して、今回の避難につきましては無事に終わったというところであります。

○3番（宮川一幸君） 大変お疲れさまでした。

今後、勧告とか指示とか出た場合が、避難所が多分増えてくると思います。そういったときに早急に結局職員を配置せないかんというような形になるので、こういったことについては事前に計画を立てられとって、したほうがいいのかと思いますので、今後なかなか大変とは思いますが、洪水期が終わるまでは、皆さん、頑張ってください。本当。

以上で、質問を終わります。

○6番（増田安至君） 6月の議会で質問したとき、実にちょうどタイムリーにこういう計画ができたということはよかったことです。

1点だけ確認したいんですけども、今年中に防災士50人育成ということのを伺ったんですけど、その後の経過はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町の目標として50名の防災士を育成するというような一応目標として掲げております。ただ、今コロナの関係でどうしても講師をこちらに呼べないというような部分、その講習会がなかなか開けないというところもありまして、今のところまだ進んでないというような状況になります。何とかこれが、講師が呼べて、少人数でも何班かに分けてでも講習会・研修会等が開催できるようになれば、至急計画をしていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 多分このコロナ、一番早いのは来年1月頃に予防ワクチンなり何なり開発なんて新聞には出ていますけど。なかなか大変な時期だと思うんですけど、こればか

りはどうもやっぱり急がないと、なかなかこういう災害が多くなってきたので、是非地域にその防災士を中心とした地域の計画、防災の計画というのを立てていかないと、区長1人ではなかなか難しいところは十分御存じだと思うので、その辺をしっかりとお願いしていきたいなとは思っています。

以上で、いいです。

○4番（福本 悟君） 2点お伺いをします。

まず1点は、避難所開設運営マニュアルの資料の4ページになります。全体では44ページ、マニュアルの4ページの1の7の避難所の設営にかかわる役割分担ということで、実際、私も一昨日スポーツセンターの避難所に8時前から午後11時ぐらいまで一緒に避難された方のお話を、また地域の方の地域の見回りをしてきました。この中でちょっとお尋ねしたいんですが、避難所の設営にかかわる役割分担ということで、避難所の開設は町が行う。2番目ですけども、避難所の運営、こちらについては各自主防災組織が行う。今、自主防災組織といいますと、補正予算でもありますように、81の自主防災組織があるかと思えます。それと、緊急指定の避難場所については、36カ所の避難場所があります。この役割分担、避難所の運営、各自主防災組織が行うということで、今までこれに関して問題点とか、今回の避難所の運営に関して、何かそういう混乱して、この自主防災組織とお話し合いというか、そういうのはできているんでしょうか、それとこの役割、そこをちょっとお尋ねしたいんですが。

○総務課長（藤野浩之君） 今回の地域防災計画の中で避難所運営に関する役割分担ということで記載をしております。今回、自主防災組織が行うということで、理想的にはやはり自主防災組織で行っていただくのが一番かと思えます。しかしながら、なかなかそこまでは組織がまだ動いてない部分もあるということで、まずは今回避難準備情報を出した時点では町が対応しております。避難所が1カ所か2カ所ということになりますので、これは町で対応するというので今回やりました。その後、避難勧告であったり、避難指示であったり、最大レベル、警報レベルが5とかになった場合は、どうしても地元の協力、自主防災組織の協力が必要となってきますので、そのときには是非とも自主防災組織での運営協力をいただきたいと思います。今回のレベル3での避難所運営につきましては、これは町で行ったということになります。そのあたりの自主防災組織との協議等はまだ進んでない部分もあります。今回補正予算でも提案しております自主防災に対する交付金の中

で、自主防災組織に応じていろんな協議をなされて、備品・物品等を計画されると思いますので、その中において、町としても協議をしながら、最終的に将来的な目標としましては、自主防災組織がある程度大きな災害が起きるような時点になった場合については協力をいただくというような形になるかと思います。

○4番（福本 悟君） 再確認をさせていただきます。総務課長から、今回は自主避難所ということで説明をいただきました。避難準備情報・高齢者等避難開始の発令をされております。この自主避難というのは、要は希望される方、それに対しての避難所と認識しておりますけども。再確認ですけども、今回はこの準備情報・高齢者等避難開始を発令されておりますが、その避難所については、自主避難所、それとも緊急指定避難場所になるのか、そちらの説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） 今回のスポーツセンターを避難場所ということで指定をしております。そこは、緊急避難指定場所ということになるかと思います。

○4番（福本 悟君） 最後のちょっと確認なんですけども、今回のスポーツセンターの避難場所については、今、総務課長、最後言われました、緊急指定避難場所というところで確認していいですか。

○総務課長（藤野浩之君） そうですね、緊急指定避難場所と指定避難所ということで、両方兼ねたということになるかと思います。

○4番（福本 悟君） 了解しました。

では、最後の質問ですけども、避難場所についてですけども、この中に福祉避難所の明記がしてあるかと思っておりますけども、避難場所の一覧表の中にですね。今現在、御船町においては、福祉避難所の現況はどのようになっていますでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

福祉避難所とは、災害救助法が適用された場合に必要に応じて要配慮者を滞在させることを想定した二次的な避難所となります。町が今協定を結んでいる福祉避難所は、全部で8カ所あります。介護老人施設グリーンヒルみふね、養護老人ホームオアシス、特別養護老人ホーム桜の丘、社会福祉法人リデルライトホーム、医療法人社団藤岡会藤岡医院、デイサービスセンター柵、御船町の観光交流センター、御船町子育てふれあい館を福祉避難所の場所として協定を結んでいるところです。

ただし、被災の状況に応じては、この施設が被災していたり、ここの職員が被災して

いた場合に、福祉避難所としての機能が開設できない場合もありますので、必ずしもこの全部が福祉避難所になるということではありません。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から8カ所ということで少し何か安堵感といたしますか、安心したところです。

再度ちょっと質問なんですけども、こちらの資料の中に避難所の一覧表、30ページ、31ページに一覧表がありますけども、この中にカルチャーセンターが自主避難場所として上げてございますが、このカルチャーセンターは福祉避難所として基準を満たしていますでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 福祉避難所の要件としましては、高齢者、障がい者、乳幼児、その他、特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものであって、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言、その他の支援を受けられることができる体制が整備された施設となりますので、カルチャーセンターの福祉避難所は先ほど述べた8カ所の中に入っていませんでしたが、カルチャーセンターも入っております。カルチャーセンターでは、集合的に一時的に命からがら集まってこられた方たちの中で、熱発をしていたり、感染症の疑いのあるような方たちを至急隔離しなければいけない部屋として3カ所用意されております。和室、茶室、クラブ活動室が福祉避難所の部屋として使われる予定となっております。

○4番（福本 悟君） 実は、昨年も災害時にカルチャーセンターの様子を見させていただきました。中には、やはり今、西橋課長が言われたような、ちょっと体に障がいを持った方がおられましたので、このカルチャーセンターが福祉避難所としてどうかなというのをちょっと疑問に思ったところです。

最後に、先ほど課長からありましたように、この8カ所、こちらの場所について、ホームページ等で公表といたしますか、見ることは可能でしょうか。また、公表しておられますでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） ホームページでの公表は、今しておりません。災害が起きたときに、必ずしも福祉避難所に自ら一次避難する場所ではないということで、一次避難所の場所で福祉避難が必要な人が判断されたときに送る施設になりますので、公表はしておりません。

○4番（福本 悟君） 質疑を終わります。

○5番（田上英司君） 今、質問とか答弁を聞いてますと、避難場所、避難所の定義をどのように考えていらっしゃいますか。これは全然違うんですよ。避難場所と避難所、どういふふうな理解をされているか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難場所と避難所というところで、避難場所につきましては、避難をする建物以外もありますので、全体的な避難場所になります。避難所につきましては、施設関係が避難所ということで整備しております。

○5番（田上英司君） 知ったかぶりでお話ししますと、避難場所というのは、一時的に自分の命を助けるために駆け込むところです、避難場所は。避難所というのは、駆け込んだ後、そこで災害が終息するまで生活をする場所ですね、避難所は。場所と避難所は違うわけですね。だから、さっきのカルチャーセンターの話も出ておりましたが、まさに先ほど課長が説明されたように、体の悪い人が駆け込むところ、命を自分で助けるために。だから、そういう施設。あれを避難所としては使ってないですね、カルチャーはですね。そういうところの認識を持つとかんと、間違ふということになると思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 1ページ、資料といたしますか、改正資料ですね、主な改正点というのが書いてありますが、1番のところですか。中央防災会議防災基本計画、それから熊本県防災会議の地域防災計画等の改正に伴う改正というふうに書いてありますが、まず中央防災会議防災基本計画、これと熊本県の地域防災計画が本町に示された期日、いつ頃なのか、これをまずお伺いしたい。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この地域防災計画につきましては、議員言われたとおりであります。まず、国が災害対策基本法に基づいて防災計画を策定いたします。これは国の中央防災会議の中で策定されるということで、これは詳しい正確な日付等の資料を持っておりませんが、確か5月には中央防災会議において防災基本計画が策定されるということになります。これは、災害対策基本法の第34条で規定されるということになります。それを受けまして、熊本県の防災会議によりまして熊本地域防災計画の策定ということで、これは法律の第40条において策定されるということになります。これも詳しい期日はわかりませんが、6月の下旬だったかとは思いますが、それを受けまして、災害対策基本法の第42条に基づきまして、御船

町防災計画の策定に当たるといふことで、御船町の防災計画の決定につきましては、御船町の防災会議により策定が決定されているということになります。ただ、今回はコロナウイルスの関係で書面による決議ということになりました。町で令和2年6月30日に策定が終わったというところでもあります。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、非常に期日があまりない中でこの改正が行われているわけですね。非常に大変だなと思うんですが、これをまとめて、仕上げ、1つの冊子にする、そして周知だろうと思うんですが、それはいつ頃になりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回議案として提案しておりますので、議決終了後、直ちにまずはホームページあたりには地域防災計画は掲載をしていきたいと思ひます。その後、印刷・製本等も随時行っていくという形になるかと思ひます。

○8番（岩永宏介君） それで、これずっと見たわけですけども、これに携わっている係、これにずっと作業をやった方あたりの人数までちょっと教えていただけますか。

○総務課長（藤野浩之君） 防災計画の策定に当たりましては、総務課の地域防災係、係員3名おりますので、3名の中で担当者を決めまして、係長を中心に策定を行っていたところになります。

○8番（岩永宏介君） それで、一応要望なんですけど、これは議決案件なんですけど、議案というふうになっておりますので。これをずっと見まして、議決するには、非常に厳しい言い方ですけど、校正等とか文章表現とか含めた、あるいは漢字とか、そういうところをきちんと整理した中でやっぱり出していきたいというのが、努めてそういうことをやっていただきたい。明らかに間違っている部分というのがありました。数箇所ですね。それです。それから、それで議決ということですけど、そういうところ、本来やっぱりきちんとした形、きちんと製本になる、冊子になるような形で、そういう本来の姿で上程をお願いしたいということが1点です。

それから、2番目に、主な改正点で上位計画の更新に伴う改正というふうにありますけど、これが大きく変わった点はどこなのか、あるいは今までと従来と非常にやっぱり違ったところがあると思うんですが、どのような認識をされておられますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 上位計画の更新に伴う改正ということで、一番大きいのは町の総合計画が新たに策定されたところでもありますので、それに沿った地域防災計画ということになります。

○8番（岩永宏介君） これで最後にしようと思いますが、そういうことと思いますが、それもあると思うんですね。なかなか難しい質問をしたわけですけども。すべてがやっぱり大きな改正点だろうと思うんですが、今までなかった記述等が、例えば12ページの第1の災害時における医療救護体制の整備のところとか、今度は13ページから14ページにつながっていますが、第2、災害時における緊急患者等の搬送体制の確保とか、この部分が今までではなかったような非常に長文にわたる内容がそこに示されていると思いますが、そしてそういうのが新たに追加されてきているということと、全体的に今までは県が行うこと、県が行っている事柄が、「町は」という、主語が「町」に変わったところがありますね。そのあたりの認識は、私はそんなふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回、役割が県から町というふうな部分で変わっている部分があります。これは、やはり上の上位計画、中央防災会議における防災基本計画、また熊本県の防災計画に沿って、また改正を行ったということで、町の役割が今後また重要になってくるのかなということで考えております。

○8番（岩永宏介君） 非常にやっぱり大きく変わっているなというふうに思いますので、これを是非校正あたりをきちんとされて、それを早目に印刷・製本して、あと住民に周知徹底するというあたり、その徹底の方法等もよくやっぱり従来どおりでなくて、周知できるような形に是非お願いしたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この地域防災計画、これは町の防災にとって一番基本となる計画になると思います。これは当然住民の方にも知っていただく部分もあるということで、周知、また広報等については、今後とも的確に行っていきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 備品計画のところですね、資料の33ページです。おむつのところは、サイズを別に設定してもらったり、単位を「枚」というふうに明確にしてもらったので、よかったなと思っています。

質問したいところは、ミルクとか離乳食についてなんですけれども、ここには載っていないんですけれども、それは賞味期限が短いから、ここには載せられない、長期間の備蓄にはむいてないということで載っていないのかなと思っているんですが、そういった赤ちゃん用のミルクとか離乳食とかはどういうふうに確保していかれるおつもりですか。

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄の計画ということですけども、細かいところはなかなかこっ

ち記載できない部分があったかと思えます。そこは、実情に応じながら、やはり備蓄品としては確保する必要はあるかと思えます。

○2番（井藤はづき君） では、現時点においては、どのように確保するかというのは、まだ考えられてないということでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） そうですね、この防災計画の中で細かいところまでまだ記載ができない部分もあったということで、今後やはり考えていく必要はあるかと思えます。前回の井藤議員の一般質問等もありましたので、それを踏まえた形で、今後実情に応じた形で備蓄品の計画ということは立てていく必要があるかと思えます。

○2番（井藤はづき君） 明日にでも必要な状態になるかもしれないという状況ですので、早急にこの計画に載せる、載せないは別としても、考えていただきたいと思えます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、「御船町地域防災計画の一部改正について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時10分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4、議案第23号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 3点ほど伺わせていただきます。

予算説明書、歳出のまずは2ページになります。今回のコロナ対策の大学生等応援給付金になりますが、こちらの対象者になるのは誰でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 2ページの大学生等応援給付金についてお答えいたします。

御船町出身者で町外の大学生が対象ということになります。その方の保護者の方が御船町に住民票を有している方に給付するという形になっております。

○4番（福本 悟君） 対象者は、その学生の保護者といいますか、ここに生計維持者となっておりますけども、例えば学生が単身で御船町に転入、そこは条件として満たしますけども、あとこの生計維持者というのはどのようにして判断する。例えば、その学生が自分で生計をしているとか、そういう場合は、今回これに見合うのか、ちょっとその判断がなかなか難しいかなと思って、質問させていただきました。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回ののは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、世帯の収入とか、また学生がアルバイトの収入、それが減少するなどして苦慮している大学生に対しましての継続した就学ができるような経済面の支援ということを目的にしております。そのため、大学生を扶養していらっしゃる生計者、保護者の方の収入が落ち込んだ分に対しまして、仕送りを多分されていると思いますけど、それに対しましての支援ということですので、添付資料あたりも保険証あたりの添付資料を付けていただくという形にしております。

○4番（福本 悟君） 1点目の質疑は、その生計維持者、保護者ということで理解をさせていただきました。

2点目の質疑に入ります。5ページです。特別出産祝金、これは町独自の支援策ということで担当課から伺いました。この説明の中の一番最後の行ですけども、4月27日からとありますけども、この27日からされた根拠といいますか、こちらの説明を求めます。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

定額給付金基準日が4月27日、この基準日をもとにしております。

○4番（福本 悟君） 1点ちょっと確認なんですけども、翌4月28日以降に御船町外で赤ちゃんといいますか、出生されて、御船町に両親で転入された場合は該当ないということで、あくまでも27日から申請日まで住民登録がないということで理解してよろしいですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 今、議員がおっしゃるとおりで、4月27日から申請日まで継続して住民登録がなければならないということになっております。

○4番（福本 悟君） 理解しました。

それでは、3点目です。14ページから15ページになります。自主防災組織防疫強化事業ということで、今回、自主防災組織が計画する防疫物品の購入に対する補助金ということで、均等割、組織に対して5万円と、戸数割が各区に対して2,000円ということで、1つちょっと心配している事案がありますけども、この購入された後の保管場所、今81自主防災組織、それぞれの各行政区でつくっておられるかと思いますが、それぞれその地域において集会所があるかと思います。中には集会所も全然ないところもあります。購入されて、これをどこに保管されると、町で計画を考えておられるのか、その集会所とか、例えば消防の各班とか、そういった町の考えを求めます。

○総務課長（藤野浩之君） 今回の自主防災組織に対する交付金という形で予算を計上してお

ります。これは、地域によって金額の差が相当出てきます。一番多い地区につきましては、90万円ほどの交付となります。小さい集落につきましては、7万円、8万円という形で、小さい集落にはなるということで、大きな集落につきましては、この予算の中で保管する倉庫的なものは、購入は可能かと思えます。ただ、小さい集落で交付金もそんなにないというところにおきましては、先ほど議員も言われたとおり、集会所の一室とか一部をちょっとお借りして、そこに棚あたりを設けて、そこに保管するとかいうことが必要になるかと思えます。また、消防詰所の一部分をお借りして、そこに備蓄するとか、保管するという対応をしていければということで、これは自主防災組織との協議を進めながら、一番効果的なところ、効率的な場所にやはり保管をしていくということが必要かと思えますので、そこは自主防災組織と今後打ち合わせをしながら、保管場所についても検討していきたいと考えています。

○4番（福本 悟君） 質疑を終わります。

○10番（田上 忍君） まず、全般的なことで、今回のコロナ対策の補正予算の中で、子どもたちに対する予算というのが、私は全般的に見て少ないように感じます。その辺、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君） これに対しましては、第1弾、第2弾、合わせて、表を提示していると思います。幼小者から高齢者まで、その段階においてと、それと段階、時期、そういったものを踏まえて、町民多くの方々に均等してこの支援ができるような形にしてあります。今回は少ないかもしれんですけど、前半で子どもたちに対するものをしておりますので、今のところ広い感じで同じようにできているというふうには思っております。

○10番（田上 忍君） まだいろいろやることがいっぱいあると思いますので、次の補正等のときにはもうちょっと手厚く考えてほしいと思います。

それから、あと新型コロナウイルス感染症のガイドラインということで、この間資料をいただいたんですが、これはどこかで公表されるんですか。ホームページとか、地域の回覧とか、そういうので回覧されるんでしょうか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 前日、全員協議会で説明しました新型コロナに関するガイドラインにつきましては、新しく町独自で作成したものです。これは、公共施設の運営あたり、今後、2波、3波における対策になりますので、これをホームページに載せて、回覧をしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、これの11ページに次亜塩素酸ナトリウムの作り方というところであります。次亜塩素酸については、新型コロナには効果があるとか、ないとか、今議論されているかと思うんですが、町としてはどういうふうを考えられて、ここに載せているんですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） これは、厚生労働省の指針に基づきまして、この次亜塩素酸、基本的にこの予防対策につきましても、次亜塩素酸と消毒用のエタノールが推奨されておりますので、この2つにつきましても、11ページに書いてある内容を皆さん方に周知して、まず拭き掃除をメインにやりまして、噴霧している、今テレビでもありますけども、それにつきましても推奨されておられませんので、それは推奨していかないということで考えております。

○10番（田上 忍君） わかりました。

じゃあ、予算説明書の歳出でいきたいと思います。まず、3ページに地域づくり支援事業交付金に追加されておりますが、このお金自体は各地域では祭り等を中心に使われていたかと思えます。こういう新型コロナの時期にたくさんの人が集まる事業は今できないということになっておりますが、このお金は、今までは祭り等に使われていたんですけど、ほかのこととか、もっと何か幅広く使えるものでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、議員がおっしゃった、今、各地域におきましては、不要不急の自粛、イベントの中止が相次いでおります。しかし、その中において、地域コミュニティが停滞しているという中で、今後その終息に向けては、地域コミュニティの活性化を支援するためには、どうしても祭りとか、小さな祭りでもいいです。大きな祭りじゃなくて、小さな祭りからちょっと始めてほしいというところがあります。ですので、新型コロナウイルス関連に基づき、何か支援をそれを含めたところでそういうのを実施してほしいということで、今回この15万円を支給しております。

○10番（田上 忍君） 理解できました。

では、次に、4ページにウェブ会議システム用ということで予算が上がっております。これについては、実際このシステムは役場のどこに設置するのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 地域包括支援センターでは、地域ケア会議という高齢者等の重症化を防ぐための会議を行っております。コロナの感染症の関係で2月から開催ができてお

りませんので、ウェブ会議を通して感染症対策を講じながら開催する予定です。会場としては、包括支援センターの近くの第1会議室及び第一分庁舎の会議室等を想定しております。

○10番（田上 忍君） とてもいいシステムが今回導入されるかと思いますが、今回は福祉の事業の一環で導入されるんですけども、いろんな方面に使えるかと思いますが、福祉以外でもこれを使うことは可能でしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 今、地域防災室の会場でウェブ会議ができるようなシステムがあるんですけど、発信するということがそのシステムを使ってはできなかつたので、こちらが主催となって発信する会議のために、地域包括でこのシステムの計画をいたしました。

○総務課長（藤野浩之君） 今、町では防災対策室、3階にございます、そこでウェブ会議、リモート会議という形で会議は可能ではあります。今、福祉で言われた発信するという意味で、福祉課で特別にまた整備をされるということになります。町の対応としましては、防災対策室においてウェブ会議は、現在会議は可能であるということで、各課において今利用はされているというところであります。

○10番（田上 忍君） ということは、ほかにもあるから、これは福祉専用でいいよと、そういうふうに理解いたしました。

では、続いて、説明書の13ページに中州川の撤去とありますが、これは場所的にはどこになるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 中州川は、甲佐町の河川ということになります。場所的には、妙見坂トンネルを甲佐方面に行きまして、白岩工業団地の中を通過して、甲佐町の松ヶ崎妙見谷線という町道に合流します。その合流地点から下のほうに、緑川のほうに流れております河川が中州川というものになります。御船町で白岩産業団地の下のほうから糸田堰の終点までですね、そこまでが御船町としての当該河川の維持管理の範囲区域ということになっております。

○10番（田上 忍君） わかりました。

じゃあ、最後になりますが、20ページ、空調設備の改修ということですが、これは、今回新型コロナの対策ということも含めて、何か違うものをつけるのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

今回、コロナ対策ということで空調設備の改修をしておりますが、まず大きなところでは換気機能を上げるところで考えています。また、機械も当初建築が平成4年だったかと思いますが、機器がかなり老朽化している部分もありました。今回こういう形でコロナ対策で交付金等もありますので、これを機に換気機能を上げながら、また本格的な講演再開に向けての環境整備ということで、今回の空調改修を計上しているところです。

○5番（田上英司君） お尋ねします。歳出予算の14ページですが、戸別受信機設置手数料のところですか。先般、一般質問をさせていただきました。早速設置の促進を図っていただいたものと理解しております。情報提供というのは、御案内のとおり、大切な水道・ガス等と一緒に、ライフラインと認識をしております。

まず1点目、お尋ねしたいのは、75歳以上の高齢者、843世帯の約半分の420世帯に対してということなんですが、この対象者の方々の選定についてはどういう方法でございますか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） 今回、75歳以上の高齢者の世帯ということで、独居も含めまして、二人世帯のところも75歳以上であれば、この対象にするということにしております。その中で、これ要綱に基づいて設置していきますので、まずは申請を出してもらうということが最初になるかと思えます。それと、区長であったり、民生委員あたりの情報を得ながら、逆にこちらから申請しませんかという形で勧めていく方法もあるかと思えます。まずは、申請をしていただくということが先になるかと思えます。そして、約50%として、半分の方を今回目標として掲げておりますので、できるだけこういった多くの方に申請をしていただきたいということ、それと必要であればこちらからでも促進を図っていくというようなことで考えております。

○5番（田上英司君） 私が心配しましたのは、これいいことなんですが、一方的にこっちで選択してやれば、ワッ、ワッということでそういう声も出てくるんじゃないかと思っていました。申請をしてということを前段階として対応されると、そういうことであれば、期限はまだずっと先のことだろうと思えますが、予定としてはいつ頃までを考えておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回の補正予算で計上しております。目標としては、年度内で完了させたいということにしております。ただ、まだ要綱等も今回整備をしながら進めていくという必要がありますので、やはり申請までちょっと時間がかかるかもしれませんが、年度内完了を目指して、推進を図っていくという形になるかと思えます。

○5番（田上英司君） わかりました。

○1番（中城峯雄君） 先ほどの3ページですけども、田上議員の質疑の関連で、各地区に15万円支援、地域がコロナで元気がないので、小さな祭りでもやってくださいということで15万円上乗せしますということですね。高木の場合は、28万円、毎年いただいて、それにプラス15万円いただくと、公民館長に私、話したつですよ。そらよかばってんが、祭りがでくっとかいなって。があーっば祭りも中止になりましたよね。だから、祭り、やっぱり高木においては町長にいつも来ていただきよりもすけども、盛り上がった祭りですけどもね。それをやりたいけど、できるのかなど。11月に例年していますけどもね。その場合、仮にできん場合、これは各公民館にやられるんですよ、15万円上乗せして。それは、毎年実施報告を出してもらいよるじゃないですか。それは、もし仮にできんだったら、返還の義務は生じないんですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

昨年までは元気な地域づくり補助金ということで、今年は各校区その団体に30万円の補助金を出すということで、事業費として45万円の3分の2が30万円ということで、今地元で15万円の負担をしていただいております。その15万円を町から補助します、支援しますよという形の補助金です。ただ、その代わり条件としまして、今までの事業計画にプラス新型コロナウイルス感染を含んでくださいという形になっております。ですので、もし祭りができなかつた場合は、新型コロナウイルス感染で何かこういうのが必要ですよとか、マスクが必要ですよとか、何かが必要ですよとか、新型コロナの感染防止のために使っていただければ、それはOKという形になりますので、そういう使い方をしていただきたいと思います。

○1番（中城峯雄君） であれば、やっぱり祭りに使わないかと、みんな頭がありますので、それは、今回は新型コロナ関係だから、15万円はそういった使途もということを広報してくださいね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

先月、各種団体の代表者に町で説明会を行いました。その中で、今、私が申しましたのは、代表者の方には大体説明をしております。ですので、その中でいろいろな意見もありましたので、こういうのだったら大丈夫ですよという例も挙げておりますので、なるべく返還ではなくて、使っていただきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君）　じゃあ、別の質疑にいきます。4ページでウェブ会議用の経費がそれぞれ計上されております。先ほどの答弁でウェブ会議、それぞれに各課でやっていますよというお話でしたけども、この議会ですよね。議会が、例えば新聞情報ですよ、私も、県議会ではリモート議会だとか、あるいはウェブ議会、直接聞きましたけども、ウェブ会議でやり取りしているということで、この議員の皆さんからも、もうそういうことを準備せないかん状況じゃないですかということ、そういう意見もあがっていますので、これは町と連携して、議会だけでやっても、これは。だから、今、町がどのような取り組みをしておられるのか、しようとされているのか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

今回のコロナウイルス感染症対策の関係でウェブ会議が盛んに行われるようになりました。こういったことで今後の働き方のやり方、仕事のやり方がどんどん変わっていくものと思われま。方向的にはこういったウェブ会議等は主流になっていくのかなと思いますので、町としても当然そっちには対応していく必要があると思います。それと、議会との関係ということになりますと、これは、執行部、議会とが協議しながら進めていくという形にはなるかと思いますが、将来的にはウェブ会議、リモート会議とか、そういった形でのペーパーレス化した会議ということになっていくのかと思いますので、これは、議会、執行部、両方協議しながら進めていくと、今後必要があるかと思います。

○1番（中城峯雄君）　是非連携を取りながらやらんと、一方だけじゃ片手落ちですので、議会からもそういった意見がかなりあがっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、すみません、もう1点、プレミアム商品券の計上ありますよね。私も2、3の方からプレミアム商品券って1枚2,000円ですよ。非常に使い勝手が悪いと、何で1,000円になつたらんとやということですけども、2,000円にされた、恐らく商工観光課長のところもあがつとつと思いますよ。だから、小口の買物はでけんたいということで、何で2,000円にされたのか、その根拠を教えてください。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えします。

券面額を2,000円に設定した理由としましては、新型コロナウイルスの影響を多大に受けられている事業者様の経済を短期集中型で上げるということを目的として券面額を2,000円ということとさせていただいております。また、使用期限につきましても、近隣町の年内に比べ、当町の場合は8月末までということで、そういった短期集中型で御船町

の経済を上げようということで設定をさせていただいたところです。ただ、議員おっしゃるとおり、2,000円の券面額については、多方から使用しづらいというような御指摘も、商工会、私どもにもあがっておりますので、今回計上している商品券につきましては、1,000円と500円の混在型で今設定をしているところです。

○1番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 町長に1点お伺いします。コロナウイルスの一次補正のときに、郡内は足並みをそろえて補正を組むというような形で言われたんですが、今回28事業を計上されておりますが、この中で郡内で何か統一された事業はあるのでしょうか、お伺いします。

○町長（藤木正幸君） 第一次のときは、郡内町長集めまして、最初だったものですから、どういったふうにしたらいいかというのを兼ねて、郡内は話し合っていこうというふうに決めさせていただきました。その中において、各町ある程度進む方向等が同じようにしております。第二次に関しましては、やはり町独自でしていきましよう。ただ、その情報は分け合いましようということであります。明日は町長会がありますので、今日の議決を得て、御船町はこうしましたよというのを町長会で上げさせていただきたいと思います。どうしても御船町は通年議会ということで今回議会にこうして上げておりますので、ほかのところより早く決めなければいけなかったというところがありますので、御船町が上げたのが今後、上益城郡の基準になりつつあると考えております。

○3番（宮川一幸君） 実際、第一次補正のときに、プレミアム商品券がよそは5,000円で1万円だったと。結構それ地域で自分のところの方が結構言われたので、そういったところはできれば統一、町の財政力もありますので、難しいかとは思いますが、そういったやっぱり横並びのところは横並びでしていただきたいなと思って、質問いたしました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 歳出予算説明書の13ページです。中州川河川しゅんせつ工事請負費というのが1,750万円出ておりますが、協定書に基づきと書いてありますので、協定書が結ばれたのはいつ頃なのか。そして、これは定期的に行われるしゅんせつじゃないと思うんですが、今回この時期にこれがポッと上がってきたといいますか、そういう感じで受け止めたので、何でこれが出てきて、今なのか。これは、言うならば、そういうのがいつ頃こういう実行に移されるのかといいますか、そのあたりですね、その経緯といいますか。

○建設課長（野口壮一君） 中州川のしゅんせつについては、もとは平成3年に遡ります。中原団地の建設に伴って、浄化槽の排水について、甲佐町の糸田区、それから北早川区との浄化槽の処理水を放流することで、まずは放流の同意をするときに、中州川の沈殿物、それから土砂等をしゅんせつすることを条件として承諾がなされております。そもそもはここからスタートになっております。実際、中原団地からの浄化槽排水が糸田区の土地改良区の排水路のほうに流れていきます。平成13年から平成22年度まで補償費が御船町から糸田堰土地改良区に補償金として払われておりました。これが平成22年度で最終的に終了しております。その後、それを終えて、今度は御船町と甲佐町との間で当該中州川の河川等の維持管理に関する協定書というのが平成21年5月1日付けで締結をされております。これまでこういう経緯を踏まえたところで、御船町で以前は5回ほど中州川のしゅんせつを行われております。今回が6回目というしゅんせつ工事という扱いになっております。

○8番（岩永宏介君） よくわかったわけですが、それでは、平成22年度までは補償費を払っていたということですかね。それが終了しているわけですが、それは年度ごとにそういう補償費を支払っていたということだろうと思いますが、それは幾らぐらいだったのか、あるいはそれがどういうことで終了したのか。あと、そういう違う形のしゅんせつといいますか、御船町と甲佐町でしゅんせつに至るといえるのか、そのあたりがわかりませんか。それと、5回ほど行われたということですが、そうしたら、もう1つは別の観点から、そういう住宅の浄化槽からの放流あたりでこういう形でしゅんせつを行ったり、補償費を払うという箇所がほかにもあるのか、どうか。

○建設課長（野口壮一君） 糸田区の土地改良区と御船町との間で水路使用料の覚書が締結をされているということで、詳しい覚書は確認できなかったんですけど、この覚書を交わして、御船町からの申し出もあったと思いますけど、この終了の協議がなされていて、補償金の支払いを終了しているということだろうと思います。金額的には、年間の30万円が糸田堰土地改良区に補償金としてお支払いがされております。ほかにこういう事例があるかという御質問だったんですけど、建設課で把握している範囲では、ここ以外にはないと考えております。

○8番（岩永宏介君） 今の話の中で補償費というのが先ほど言われたわけですが、補償費と水路使用料というのは一緒ですか。それが大体30万円だったということによろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、使用料と補償費というのは

同じ意味合いです。年間30万円の補償費が支払われていたということになります。

○8番（岩永宏介君） そうしたら、5回ほどということなのですが、やっぱりこういう1,750万円ほど使ったのしゅんせつ工事が行われたということですか。となると、その補償料のほうがむしろ、まあどっちでしょうかね。その金額が大分違うような感じはします。

○建設課長（野口壮一君） これまで5回のしゅんせつを行ってきた中で、先ほど河川の区域を説明したわけなんですけど、この5回というのが部分的なしゅんせつがあって、こういう高額なしゅんせつ工事ではありませんでした。今年、令和2年3月下旬に甲佐町と糸田区、それから北早川区の区長から要望があって、今、御船町の管理区間について、今回大分堆積しておりますので、できれば全部しゅんせつをしていただきたいという要望がありました。甲佐町も立ち会いの上に、中州川の立ち会いを4月17日に行っております。その辺で、当該御船町の管理区間の土砂をすべてしゅんせつするというもので、今回高額になっているというようなところなんです。今回高額になっていますが、国で緊急浚渫推進事業債というのが今年から5年間の期限事業ということでこの事業が該当するということになりましたので、100%の起債充当率で交付税措置が70%あります。この事業を使って、今回しゅんせつを行うということにしております。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。前回の全員協議会で資料をいただきました。その資料及び予算説明書に基づいて質問したいと思います。

まず、資料2、いただきましたね。これに載っているものは、今回の補正予算案及び条例改正で議会で議決するものはすべて終了したというふうな理解でよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

資料2に基づく分で今、町の支援は載せております。この分に関する昨日の分は、この分は今回の補正予算にすべて載せています。その分で条例もすべて、要綱等もすべて完結済みということになります。

○9番（福永 啓君） 資料の部分は、前回までの議会で既に条例等は改正済みということで、今回でこれ全部改正済みということでよろしいですね。

次に、個別です。

まず、資料1の7番、これは予算案でしたら予算説明書の2ページにあたります。先ほど福本議員も質問された部分なんですけど、ちょっとわからなかったのので、確認させてください。これを見ますと、御船町には大学がありますね。そこに学生もいます。数はそれ

ほど多くありませんけど、その逆のパターンが非常に御船町は多いわけなんですね。誰がかかって、誰がかからないのか。これは、個人が申請することになりますので、大変わかりにくい部分があったかなと思います。まず、御船町にいて、町外の大学に子どもを進学させているところ、そこは住所を、例えば世帯分離、住民票を移転している、していない、扶養に入っている、入っていないにかかわらず、申請すれば受け取れますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今、福永議員がおっしゃったとおりで、住民票を移された方でも、御船町に住民票がない子どもでも、それは対象になります。

○9番（福永 啓君） それでは、逆です。他町に親御さんがいらっしゃる場合がありますね。そして、御船町の学校内に通っていらっしゃる方がいらっしゃいます。その場合なんですけど、まず2つパターンがありますよね。住民票を移して、こちらに住んでいらっしゃる学生の場合、そして住民票を移さずに、こちらに住んでいらっしゃる学生の場合、その場合は、あとは扶養に入っているとか、入っていないとか、いろいろ条件があると思います。そのように、親御さんは他町、学生は町内、この方についてはどのような条件で支給される、されないは決まりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今の場合、保護者の方が御船町に住民票がなくて、よそに住民票がある。町外にあるという考えで、子どもは御船町に住民票がある、なし関係なくなんですけど、保護者の方が御船町に住民票がない方は対象外ということになります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、例えばこちらに引っ越してきていらっしゃる、扶養家族に入っていない、住民票が御船町にある、生計も自分でバイトしながらやっている、こういう人も、親が町外にいたら対象外になってしまうというような現行制度ということではよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議員のおっしゃるとおりです。

○9番（福永 啓君） それかわいそうですね。扶養家族に入っていない、少ないと思いますよ。非常に少ないと思います。ここに書いてある状況を満たすとなれば、扶養に入っていない、そして扶養に入っていない、かつ世帯分離をしてある家庭であれば、これは払わなければおかしい制度じゃないかなと私は思うんですね。ここにこれがあれば。その部分に関しまして、まだ要綱で検討するところがあると思います。これに関しましては、今の考え方に則れば、扶養にも入っていない、自分で稼いでいらっしゃる家庭、そして住

居を移してもらっている、であれば、最低限度これを受ける権利があると思います。このあれがあれば、ということをごここで主張しておきます。是非このことは検討願いたいと思います。

次、資料の8番の特別出産祝金支給事業、説明書では5ページになりますね。それもちょっと先ほどありました。その中で、これは前ちょっとニュースでもございましたね。ほかの町村で、ちょっと不公平じゃないか。4月27日に生まれた人には10万円入るけど、その後生まれた人は、同じ学年でありながら、お金をもらえないと。これはちょっと不公平じゃないか。だから、しましよというニュースがあつて、もらっているところが出てきました。御船町でも、同じようなことをやっていただける。これは非常に公平感の面からも、これやるべき事業だと思つて、評価いたします。これなんですよ。この受け取るころの、ちょっと細かいんですけど、例えばこれ全町村がやっているわけじゃないんですね。そうすると、4月27日、例えば29日とか5月1日とかに町外からこちらに移転されましたと。町外から移転されましたと。そして、向こうの一方の町ではこの制度がないがために、この10万円がもらえていませんでしたと。そういう方に対しては、支給するものかどうか、継続して住んでいなければ支給しないものなんですか。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

先ほど福本議員からの御質問もありましたとおり、定額給付金の基準日ですね、4月27日、これを基準日として、この27日から継続して住民登録がある方のみの支給という形になっております。

○9番（福永 啓君） わかりました。

続きまして、資料1の18番、12ページ、プレミアム商品券ですね。これについては、前回全員協議会では若干説明いただきましたけど、わかりやすく、どのように制度設計をしているのか、それについて御説明をお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君） 御説明します。

前回の商品券につきましては、プレミアム率を20%としまして、1万2,000円の商品券が1万円で購入できました。今回の商品券につきましては、すべての登録店舗で使用できます、いわゆる共通券のプレミアム率を30%に引き上げまして1万3,000円、小規模店舗のみで使用ができる、いわゆる限定券のプレミアム率を50%に設定しまして1万5,000円にします。いずれも1万円で購入が可能です。

また、販売方法につきましても、前回と同様で、いずれの券もまず町内の全世帯への優先販売を行った後に、期間内に購入されなかった商品券を一般販売といたします。

なお、優先販売券については、各世帯への優先引換券を送付することとしております。

また、実施の期間につきましても、現行の商品券が8月31日で使用期限を迎えますので、9月中旬頃の販売、また商品券の使用ができるよう準備を進めてまいります。

また、商品券の使用期限につきましても、年内に設定しまして、短期集中的に町内の消費喚起を図ってまいります。

○9番（福永 啓君） 了解いたしました。

次、資料でしたら20番、ページでしたら同じく予算説明書の12ページ、新型コロナウイルス関連失業者支援金。これですが、これ一応、町独自の制度ではありますが、これに応募する際に、例えば持続化補助金プラスでしたら、持続化の決定通知を持っていけば、国の制度に則って受け取れた人は自動的にこれは受け取れますよというふうになっておりました。これに関しましては、どのように実際個人の人たちが申請、その他、私対象なんだろうかと、ただバイトを辞めさせられたとかいろいろありますから、それをどのように個人は判断し、申請すればよろしいのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

今回の失業者の対象としましては、感染症の影響によりまして、雇用されておられました事業所が倒産、また廃業したことによる失業者の方、また雇用されていた事業所の経営悪化等によってリストラ、また解雇になった失業者の方、それから自ら経営する会社が立ち行かなくなり、廃業したことによって失業された方を対象とすることとしております。ですので、情報の周知としましては、もちろん町ホームページ、またそういった離職のときに訪れられる町の関係課、また商工会、こういったところでの情報周知をすることとしております。

申請書についてはホームページ等でダウンロードができるようにはしておりますけれども、どうしても本人からの離職の理由だったり、そういったものを聞き取る必要がございますので、現在のところは申請書の持参という形にしております。添付の資料としましては、離職票、また雇用保険の受給資格者証であったりとか、そういった離職したことがわかるような資料というものの添付と、本人の振込口座がわかる資料の写しを提出していただくこととしているところです。

○9番（福永 啓君） 国の制度では雇用保険に入っていないなくても受けられるということがございました。今回の町の制度に関しましても、何か離職したと、離職せざるを得なかったと、そういうものがあれば、とりあえず町に相談に来てくださいと。何か決まった書類があって、これとこれがなければ、持続化プラスみたいな形でこれを持ってきてくださいという形ではないと。町としては、離職した方、そしてこれにかかる可能性がある方は、じゃあ、ちょっと相談に来てくださいというスタンスということよろしいですかね。

○商工観光課長（鶴野修一君） 議員おっしゃるとおり、失業されて、困窮されておりますので、極力簡便な方法で申請を受け付けたいと思います。

○9番（福永 啓君） 23番、予算説明書でしたら16ページから17ページになります。前回、議会といたしまして、町に要望書をお出ししました。その中にもこの要綱は入っていたかなと思います。100万円、各学校に保健、感染予防及び学習保障において、学校長の判断で非常にフレキシブルに使えるという補助金となっております。これは私も主張しましたとおり、非常に学校のニーズに合った補助金ではないかなと思いますが、知る限り、今回、他町村とか、このような関連の補助金とか出てないような気がするんですが、いかがでしょうか。御船町独自の何か非常に革新的な取り組みのような気がするんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） この事業につきましては、国も補助を決定しております。国が費用の半分をみますので、これから他市町村についても検討なさってくるかと思えます。ただ、検討の方法として、町は一括で補助金という扱いで予算計上しておりますけれども、市町村によってはそれぞれの用途別に予算を計上するところもあるかもしれません。

○9番（福永 啓君） 用途別の補助金があるのは知ってた。こういうふうに一括に非常に学校長の判断で柔軟に使える補助金というのを今回導入していただきましたこと、これは学校の現場にとっては非常に有意義に使えるものではないかなというふうに評価いたします。

そして、最後なんですけど、今回の経済対策資料1、2に関する広報の方法なんですかね。やはり町民の方々にお聞きしましても、情報をきちっと得られる方、得られない方によって非常に差が出てまいりました。企業もそうです。うちがかかるんだろうか、かからないんだろうかとか、それに関する相談窓口とか、相談とか、もしくは広報、ここのところの実際充実を図ることがやっぱり基礎自治体である町の役割の一つではないかなと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の補正予算に関する事業についての町民向けの広報ということになります。前回、新型コロナウイルス感染症対策関連事業情報ということで第1弾を出しております。今回、第2弾を既に作っております。今回の議会の議決を経て、至急、印刷・製本して、各世帯に配布をしたいと思っております。この中に、コロナの予算化した事業、すべて掲載しております。そのほか、国からの情報、県からの情報も含めたところで町民の皆さんにわかりやすい形で今回も広報をしていきたいと思っております。7月15日の文書配送と同時に各世帯に配布をしたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 先ほどの地域防災計画も同じです。これも同じですね。計画ではなくて、実行することが大事で、広報することが大事ですので、その広報につきまして、迅速かつ全戸配布していらっしゃることは、これは評価に値することだと思います。また、それだけにかかわらず、ホームページ等とか、また町にどうしてもわからんという人は相談にいらっしゃると思います。そのときの対応もよろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和2年度第5回御船町議会定例会7月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第5回御船町議会定例会7月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時11分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員